

# IEEPA関税の停止

- 米国の連邦最高裁判所は2月20日、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて大統領が関税を課することはできないとの判決を下した。
- 連邦最高裁判所の判決に伴い、ドナルド・トランプ大統領はIEEPAに基づく関税措置を停止する大統領令を公表し、IEEPA関税の徴収は米国東部時間2月24日午前0時に停止した。

## 停止されたIEEPA関税一覧

対象国	関税率	目的	発動日
カナダ	35% (エネルギー製10%)	フェンタニルや不法移民の流入阻止など	2025年3月4日 (2025年8月1日に25→35%へ引き上げ)
メキシコ	25%	フェンタニルや不法移民の流入阻止など	2025年3月4日
中国	10%	フェンタニルや不法移民の流入阻止など	2025年2月4日 (2025年3月3日に10→20%へ引き上げ後、 11月10日に10%へ引き下げ)
原則、全ての国・地域 (ベースライン関税)	10%	製造業の回帰や恒久的な財源の確保	2025年4月5日
貿易赤字額の大きい国・地域 (相互関税)	国別に10%~41% と異なる	貿易赤字に対処するための相手国の関 税・非関税障壁撤	2025年4月9日 (2025年4月10日~8月7日までは一時的停止)
ブラジル	40%	ブラジルによる米企業の利益や米国民の 人権侵害の阻止	2025年8月6日
ロシア産石油を輸入している国	インドへ25%	石油の再販売でロシアが利益を得ること による侵略助長の阻止	2025年8月27日 (2026年2月7日に撤廃済み)
ベネズエラ産石油などを輸入す る国	発動なし	ベネズエラの政策が米国の国家安全保障 に与える影響への対処	発動なし
キューバに石油を販売する国	発動なし	米国の敵対国や国際テロ組織の支援など への対処	発動なし
イランから物品などを輸入する 国	発動なし	イランの政策が米国の国家安全保障に与 える影響への対処	発動なし

# 122条課徴金の概要

- ドナルド・トランプ大統領はIEEPAに基づく関税措置を停止に伴い、1974年通商法122条に基づいて全ての輸入に10%の課徴金を課すと発表した。
- 10%の課徴金は一般関税率（MFN税率）などに上乗せされ、米国東部時間2月24日午前0時1分～7月24日午前0時1分までに通関される貨物に対して徴収される。

## 122条関税の詳細

### 概要

関税率	全ての輸入に原則10% 課徴金は、一般関税率（MFN税率）に上乗せされる。
発動目的	「大規模かつ深刻な米国の国際収支赤字」といった特定の状況に対処するため。
発動期間	米国東部時間2月24日午前0時1分～7月24日午前0時1分まで（注1）
対象外品目	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2月20日大統領布告付属書1および付属書2に記載されている重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、牛肉・トマト・オレンジなどの農産物、医薬品・医薬品原料、特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物など。</li><li>■ 1962年通商拡大法232条で追加関税対象の鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品、木材製品、中、大型トラック・同部品、半導体製品。232条関税が対象製品の一部にのみ課される場合は、232条関税が課されない部分に課徴金10%が課される（今後232条関税の対象となる品目も122条課徴金の対象外となる）。</li><li>■ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品、およびドミニカ共和国・中米・米国自由貿易協定（DR-CAFTA）の原産地規則を満たし無税で輸入される繊維製品・衣類。</li><li>■ 米国東部時間2月24日午前0時1分より前に船積みされて輸送中であり、2月28日午前0時1分より前に通関される貨物（注2）。</li></ul>

（注1）ただし、議会が延長を認めた場合は異なる。

（注2）ジェトロのヒアリングによると、本項に該当する場合にも通関時に課徴金が徴収されている事例が発生している例がある。

（出所）米国政府発表資料（2月20日付大統領令）、2026年4月14日時点